

文京区議会地震等災害対策本部設置要綱の一部改正

新旧対照表

改正案		現行
<p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>付則 この要綱は、<u>令和二年二月一日</u>から施行する。</p> <p>別表第一～別表第五 (略)</p> <p>〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕</p> <p>災害時の行動 (略)</p>		<p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>付則 この要綱は、<u>平成二十七年四月一日</u>から施行する。</p> <p>別表第一～別表第五 (略)</p> <p>〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕</p> <p>災害時の行動 (略)</p>
<p><u>風 水 害 時 の 行 動</u></p>		
<p>区臨時水害対策本部設置前</p>	<p>【議員及び事務局の対応】</p> <p><u>(1) 豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生する可能性があることが明らかになった場合、議長、副議長及び区議会事務局長は、区が発信する関連情報を元に、今後の対応等を協議する。</u></p> <p><u>(2) 議長は、協議の上決定した今後の対応等を各会派幹事長に伝達し、各会派幹事長はその内容を会派内の議員に伝達する。</u></p> <p><u>(3) 議員は、各地域において区民等に対して相談及び助言等を行う。</u></p> <p><u>(4) 区議会事務局職員は、議長及び区議会事務局長を補助する。</u></p>	

区臨時水害対策本部設置後	<p>【議員及び事務局の対応】</p> <p>(1) 議長は、文京区臨時水害対策本部（以下「区臨時水対本部」という。）の設置を確認した時点において、副議長、各会派幹事長、区議会事務局長及び区議会事務局職員に対して本部設置の可能性も想定した注意喚起を行う。</p> <p>(2) 議長は、区議会事務局長を区臨時水対本部にオブザーバーとして参加させ、情報収集を行い、随時、その情報を副議長及び各議員に伝達する。</p> <p>(3) 議長は、個別に議員からの要請事項等があれば、これを取りまとめ、区議会事務局長が区臨時水対本部に伝達する。</p> <p>(4) 議員は、各地域において区民等に対して相談及び助言等を行う。</p> <p>(5) 区議会事務局職員は、議長及び区議会事務局長を補助する。</p> <p>(6) 議会が本部を設置した以降は、本マニュアルの「発災期・初動期」の対応に移行する。</p>	
	<p>[文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)] (略)</p>	<p>[文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)] (略)</p>